

帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人（申立人らのうち3名が相続）について、原発事故当時の居住期間が80年を超えていたこと、原発事故以前から足の状態が悪く、杖や車いすを使用したり家族の介助を受けたりして生活していたことなどを考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として30万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1，同X2，同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が令和2年4月〇日に死亡し、申立人X1，同X2及び同X3が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人X1，同X2及び同X3が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人ら及び被申立人は、本件に関し、別表の損害項目（別表の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金531万0705円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら及び被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年7月11日

（仲介委員 竹之内 俊）

別表

損害項目		期間	金額
日常生活阻害慰謝料	亡Aについて	H29.6～H30.3	1,000,000
日常生活阻害慰謝料 増額分	亡Aについて足の不自由さを考慮	H23.3～H30.3	910,000
日常生活阻害慰謝料 増額分	上記の者の介護を恒常的に行ったこと	H23.3～H30.3	910,000
日常生活阻害慰謝料 増額分	申立人X1、同X4及び亡Aから家族の別離について	H25.3～H25.9	210,000
第五次追補 過酷避難状況による精神的損害	亡Aについて	H23.3～H23.9	300,000
第五次追補 生活基盤喪失による精神的損害増額分	亡Aについて	—	300,000
就労不能損害	申立人X4について	H27.3～H28.2	1,680,705
上記合計			5,310,705